

○岩見沢市請負工事成績評定要領

平成16年 3月16日制定
最終改正 令和 6年10月24日

(目的)

第1条 この要領は、岩見沢市が発注する工事の成績評定に関する必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施することにより、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(成績評定対象工事)

第2条 この要領による成績評定は、次に定める工事を除く全ての工事を対象とする。

- (1) 1件の契約金額が130万円未満の工事
- (2) 1件の契約金額が500万円未満の維持修繕工事

(評定者)

第3条 工事の成績評定は、岩見沢市請負工事監督要領第2条で任命された主任監督員及び監督員並びに岩見沢市請負工事検査要領第4条で任命された検査員が行う。

(成績評定の方法)

第4条 成績評定は、工事成績評定表（別記様式1）により、別に定める工事成績評定基準（別添1）に基づき、請負工事ごとに行う。

(成績評定の保管等)

第5条 工事所管課において作成した工事成績評定表は、その都度、契約検査管理課長へ提出するものとする。

2 契約検査管理課長は、受理した工事成績評定表を保管するものとし、必要に応じ資料として活用するものとする。

3 工事成績評定表の保存期間は3年とする。

(評定結果の通知)

第6条 契約検査管理課長は、工事成績評定表の提出があった時は、速やかに、その結果を工事成績の評定結果について（別記様式2）及び項目別評定点（別記様式3）を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 受注者から評定結果の内容について説明を求められたときは、岩見沢市請負工事成績評定審査会による協議の結果を受け、別記様式4により回答するものとする。

(留意事項)

第8条 工事の成績評定を行う期間は、監督員にあつては検査受験日から起算して3日以内、主任監督員にあつては検査受験日から起算して5日以内に行うよう努め、検査員への評定提出は、検査実施日から起算して7日以内に行うこと。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月26日改正)

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月11日改正)

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日改正)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月17日改正)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月28日改正)

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月27日改正)

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日改正)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月17日改正)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月24日改正）

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

別添 1

工事成績評定基準

第1 通則

評定は、正確な資料並びに監督員、主任監督員及び検査員により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに的確かつ公正に行うものとする。

第2 評定項目

評定は、次に掲げる考査項目について行うものとする。

考 査 項 目	
1. 施工体制	① 施工体制一般 ② 配置技術者
2. 施工状況	① 施工管理 ② 工程管理 ③ 安全対策 ④ 対外関係
3. 出来形及び出来ばえ	① 出来形 ② 品質 ③ 出来ばえ
4. 工事特性	① 工事特性
5. 創意工夫	① 創意工夫
6. 社会性等	① 地域への貢献等
7. 法令遵守等	
8. その他	

第3 評定方法

- 1 評定者は監督員、主任監督員、検査員とするが、監督員及び主任監督員については各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。
- 2 評定は、第2に掲げる考査項目につき、「工事成績採点表」及び「細目別評定採点表」で行うこととし、「考査項目別運用表」で該当する事項を「工事成績採点表」の考査項目欄の加減点を記入するものとする。

なお、評定に当たっては、「「施工プロセス」のチェックリスト」を考慮する

ものとする。

また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

3 評定者ごとの評定点は、第2項により付された各考査項目ごとの評価点を、標準点（65点）から加減した値とする。

4 請負工事の合計評定点は、次により算出するものとする。

この場合、合計評定点の算出に当たっては小数第1位を四捨五入するものとする。

ア 検査が工事完成検査のみの場合

$$\text{合計評定点} = (\text{監督員の評定点}) \times 0.34 + (\text{主任監督員の評定点}) \times 0.26 + (\text{検査員の評定点}) \times 0.4 - (\text{法令遵守等の評価点}) - (\text{その他})$$

イ 検査が工事完成検査のほかに部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という。）がある場合

$$\text{合計評定点} = (\text{監督員の評定点}) \times 0.34 + (\text{主任監督員の評定点}) \times 0.26 + (\text{検査員（部分検査等）の評定点}) \times 0.2 + (\text{検査員（完成検査）の評定点}) \times 0.2 - (\text{法令遵守等の評価点}) - (\text{その他})$$

5 細目別評定点は「細目別評定点採点表」の様式により算出するものとし、算出に当たっては小数第4位を四捨五入するものとする。

6 第4項の合計評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員（部分検査等）の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第2位を四捨五入するものとする。

第4 評定の修正

1 工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間中に工事目的物に重要な契約不適合があることが判明し、その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若

しくは修補と共に損害に賠償を請求した場合は、評定を修正するものとし、合計評定点から20点を減ずることとする。

2 前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。

第5 評定の特例

1 共同企業体が施工した場合

共同企業体が施工した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施工したものとみなして行うものとする。

2 契約を解除した場合

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。

ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りではない。

(2) 市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、解除時における出来形により評定を行うものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日より施行する。

この基準は、令和6年11月1日から施行する。

別記様式1

(土木関係工事)

工 事 成 績 評 定 表									
工事番号			工事名						
検査番号			工事場所						
契約金額	当 初	金	円	工 期	自	年	月	日	
	最 終	金	円		至	年	月	日	
部分検査年月日①			年	月	日	最 終	年	月	日
部分検査年月日②			年	月	日		年	月	日
完成検査年月日			年	月	日	完 成 年 月 日	年	月	日
受 注 者									
現 場 代 理 人 氏 名									
主 任 技 術 者 氏 名									
監 理 技 術 者 氏 名									
監 督 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名	㊞								
主 任 監 督 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名	㊞								
検 査 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名	部 分 検 査 ①							㊞	
	部 分 検 査 ②							㊞	
	完 成 検 査							㊞	
評 定 点	① 監 督 員							点	
	② 主 任 監 督 員							点	
	③ 検 査 員 (部 分 検 査)							点	
	④ 検 査 員 (完 成 検 査)							点	
	⑤ 法 令 遵 守 等							点	
	⑥ そ の 他							点	
⑦ 合 計 評 定 点							点		
摘 要									
a. 部分検査があった場合 ⑦合計評定点＝評定点 (①×0.34+②×0.26+③×0.2+④×0.2)-⑤-⑥									
b. 部分検査がなかった場合 ⑦合計評定点＝評定点 (①×0.34+②×0.26+④×0.4)-⑤-⑥									

- 注
- この評定表には、当該工事に係る請負工事成績評定採点表を添付すること。
 - 評定点及び合計評定点は、工事完成時における評定のときに記入すること。
 - 部分検査等があわせて2回以上あった場合は、それぞれの部分検査及び中間検査における評定点の平均値を評定点③に記入すること。
 - 合計評定点の算出にあたっては、小数点以下第1位を四捨五入すること。

別記様式1

(建築関係工事)

工 事 成 績 評 定 表							
工事番号		工事名					
検査番号		工事場所					
契約金額	当 初	金	円	当 初	自	年 月 日	
	最 終	金	円		至	年 月 日	
部分検査年月日①		年	月	工 期	最 終	年 月 日	
部分検査年月日②		年	月				日
部分検査年月日③		年	月				日
完成検査年月日		年	月	日	完 成 年 月 日	年 月 日	
受 注 者							
現 場 代 理 人 氏 名							
主 任 技 術 者 氏 名							
監 理 技 術 者 氏 名							
監 督 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名							
主 任 監 督 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名							
検 査 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名	部 分 検 査 ①				Ⓜ		
	部 分 検 査 ②				Ⓜ		
	部 分 検 査 ③				Ⓜ		
	完 成 検 査				Ⓜ		
評 定 点	① 監 督 員				点		
	② 主 任 監 督 員				点		
	③ 検 査 員 (部 分 検 査)				点		
	④ 検 査 員 (完 成 検 査)				点		
	⑤ 法 令 遵 守 等				点		
	⑥ そ の 他				点		
⑦ 合 計 評 定 点				点			
摘 要							
a. 部分検査があった場合 ⑦合計評定点＝評定点 (①×0.34+②×0.26+③×0.2+④×0.2)－⑤－⑥							
b. 部分検査がなかった場合 ⑦合計評定点＝評定点 (①×0.34+②×0.26+④×0.4)－⑤－⑥							

- 注 1. この評定表には、当該工事に係る工事成績採点表を添付すること。
 2. 評定点及び合計評定点は、工事完成時における評定のときに記入すること。
 3. 部分検査等があわせて2回以上あった場合は、それぞれの部分検査及び中間検査における評定点の平均値を評定点③に記入すること。
 4. 合計評定点の算出にあたっては、小数点以下第1位を四捨五入すること。

別記様式1

(解体関係工事)

工 事 成 績 評 定 表						
工事番号		工事名				
検査番号		工事場所				
契約金額	当 初	金	円	当 初	自	年 月 日
	最 終	金	円		至	年 月 日
部分検査年月日①	年 月 日		工 期	最 終	年 月 日	
部分検査年月日②	年 月 日				年 月 日	
完成検査年月日	年 月 日		完 成 年 月 日		年 月 日	
受 注 者						
現 場 代 理 人 氏 名						
主 任 技 術 者 氏 名						
監 理 技 術 者 氏 名						
監 督 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名		⑩				
主 任 監 督 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名		⑩				
検 査 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名	部 分 検 査 ①				⑩	
	部 分 検 査 ②				⑩	
	完 成 検 査				⑩	
評 定 点	① 監 督 員				点	
	② 主 任 監 督 員				点	
	③ 検 査 員 (部 分 検 査)				点	
	④ 検 査 員 (完 成 検 査)				点	
	⑤ 法 令 遵 守 等				点	
⑥ 合 計 評 定 点				点		
摘 要						
a. 部分検査があった場合 ⑥合計評定点=評定点 (①×0.34+②×0.26+③×0.2+④×0.2) -⑤						
b. 部分検査がなかった場合 ⑥合計評定点=評定点 (①×0.34+②×0.26+④×0.4) -⑤						

- 注 1. この評定表には、当該工事に係る工事成績採点表を添付すること。
 2. 評定点及び合計評定点は、工事完成時における評定のときに記入すること。
 3. 部分検査等があわせて2回以上あった場合は、それぞれの部分検査及び中間検査における評定点の平均値を評定点③に記入すること。
 4. 合計評定点の算出にあたっては、小数点以下第1位を四捨五入すること。

別記様式2

第	号	
年	月	日
様		
岩見沢市長		
⑩		
工事成績の評定結果について		
<p>貴社が受注した工事について、岩見沢市請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。</p> <p>なお、評定結果の内容について、当市に対して説明を求めることが出来ます。</p> <p>この説明を求める場合は、通知をする日の翌日から起算して14日までに(土曜日、日曜日及び休日は含まない。)、その旨を記載した書面を提出してください。</p>		
記		
1. 工 事 名		
2. 工 期	自	年 月 日
	至	年 月 日
3. 完成検査年月日		年 月 日
4. 評 定 点		点

(備考)

※不明な点は企画財政部契約検査管理課へお問合せ下さい。

別記様式 3

(土木関係)

項目別評定点			
工事番号		検査番号	
工事名			
評価項目	細別	評定点	／ 満点
1.施工体制	I.施工体制一般		／ 3.442点
	II.配置技術者		／ 4.123点
2.施工状況	I.施工管理		／ 12.963点
	II.工程管理		／ 8.022点
	III.安全対策		／ 8.882点
	IV.対外関係		／ 3.782点
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形		／ 14.963点
	II.品質		／ 17.643点
	III.出来ばえ		／ 8.500点
4.工事特性	I.工事特性		／ 7.540点
5.創意工夫	I.創意工夫		／ 5.720点
6.社会性等	I.地域への貢献等		／ 4.420点
7.法令遵守等			
8.その他			
評定点合計			／ 100点
評定点		点	

別記様式3

(建築関係)

項目別評定点			
工事番号		検査番号	
工事名			
評価項目	細別	評定点 / 満点	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/	3.442点
	II. 配置技術者	/	4.123点
2. 施工状況	I. 施工管理	/	12.963点
	II. 工程管理	/	8.022点
	III. 安全対策	/	8.882点
	IV. 対外関係	/	3.782点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/	14.963点
	II. 品質	/	17.643点
	III. 出来ばえ	/	8.500点
4. 工事特性	I. 工事特性	/	7.540点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/	5.720点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/	4.420点
7. 法令遵守等			
8. その他			
評定点合計		/	100点
評定点			点

別記様式 3

(解体)

項目別評定点			
工事番号		検査番号	
工事名			
評価項目	細別	評定点	／ 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般		／ 5.300点
	II. 配置技術者		／ 5.400点
2. 施工状況	I. 施工管理		／ 26.740点
	II. 工程管理		／ 24.740点
	III. 安全対策		／ 15.580点
	IV. 対外関係		／ 13.940点
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形		
	II. 品質		
	III. 出来ばえ		
4. 工事特性	I. 工事特性		／ 3.890点
5. 創意工夫	I. 創意工夫		／ 4.410点
6. 法令遵守等			
評定点合計			／ 100点
評定点		点	

別記様式4

第 号
年 月 日

様

岩見沢市長

Ⓜ

工事成績の説明について

年 月 日付けで請求のありました工事成績評定結果の説明は、次のとおりです。

記

工 事 名	
評定結果の説明	
備 考	